

奈良県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、安倍土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和三年十月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

退任清算人の氏名及び住所

藤本 俊彦 桜井市大字高家一三八八

藤本 豊 〃 〃 三七六

藤本 佳永 〃 大字池之内一二三一―三

松田 一雄 〃 大字生田一八五

升田 信治 〃 〃 四一